

# 社会福祉法人 穂育会 の費用弁償に関する規程

## (目的)

1条 この規程は 社会福祉法人 穂育会定款 5 条に規定する評議員及び定款第 15 条で規程する役員（理事・監事）に支給する費用弁償に関する事項を定めるものである。

## (費用弁償)

2条 評議員及び役員（理事・監事）が会議に出席したときは、日額費用弁償（交通費及び日当を含む）として一律 2,000 円を支給する。

## (適応除外)

3条 施設職員を兼務する役員は、規程を適応しない。

## (附則)

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。